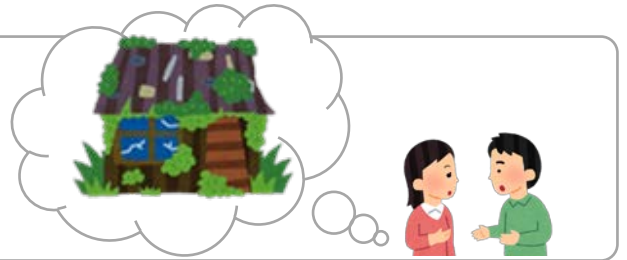


【令和8年度・自治会向け支援】

まちぐるみ空き家対策 危険防止支援事業



1 趣旨

所有者等による適正な管理がされていない空家等において、強風等により建物部材等が飛散し、周囲への危険が及ぶことが予見される等の場合に、自治会が所有者等の承諾を得て実施する危険防止等への措置や弁護士等への相談等に対し、その費用の一部を助成するもの。

2 補助の要件 ※ 空き家等1件につき、①～④の措置は各1回限り 上限40万円/年度

補助対象者	管理不全な空家等の存する地域の自治会		
補助対象物件	地域の住民等に危害を及ぼすおそれのある空家等（主として居住の用に供される建築物）		
補助金交付対象事業	①	安全を確保するための緊急的な措置 (※所有者等の同意が必要)	・危険等を回避するための工事費用 (撤去、除却、補修、飛散物防止対等) ※業者に依頼したもの
	②	衛生を確保するための緊急的な措置 (※所有者等の同意が必要)	・蜂等の害虫駆除 ・空家等の敷地内の除草・樹木の伐採に係る費用等 ・敷地内の放置物の処分等 ※業者に依頼したもの
	③	適正管理・利活用に向けた取組み	・司法書士・弁護士等への相談料、相続人調査費用 ・住民や所有者等への啓発にかかる費用等 ※交通費・旅費、備品購入費、光熱水費、通信料(切手除く)等は補助対象外
	④	財産管理人制度等の活用	・不在者財産管理人、相続財産清算人等の申立て費用等(申立手数料、予納金)
補助金額	上限40万円(補助対象経費の9/10)		

3 相談・申請の窓口

高岡市役所 6階 都市創造部 建築政策課

電話：0766-30-7291（平日8：30～17：15） FAX：0766-20-1477

まちぐるみ空き家対策危険防止措置支援事業の申請書等は [こちら](#) (市HP)



4 申請の手順

①安全を確保するための緊急的な措置		※・所有者の同意(委任状)が必要 ※・申請年度内に事業は完了すること
②衛生を確保するための緊急的な措置		
1	(自治会)	補助金交付申請書と添付書類一式を提出 ↓ (提出書類の確認等)
2	(市)	補助金の交付決定通知 ↓
3	(自治会)	危険防止措置の実施 ↓
4	(自治会)	補助金実績報告と添付書類一式を提出 ↓ (提出書類の確認等)
5	(市)	補助金の額の確定、補助金の支払い
※申請年度内に事業は完了すること		
③適正管理・利活用に向けた取組み		※計画書を市長に提出して受理された日から起算して 3年後の年度末までに、当該補助事業を完了すること
1	(自治会)	弁護士等への相談内容の検討 市へ空き家等対策事業計画書の提出 ↓ (提出書類の確認等)
2	(市)	相談内容、計画内容の確認 必要に応じて現地の確認等 ↓
3	(自治会)	司法書士、弁護士等への相談、 相続人の調査等の実施 ↓
4	(自治会)	補助金交付申請書と添付書類一式を提出 ↓ (提出書類の確認等)
5	(市)	補助金の交付決定及び額の確定通知、 補助金の支払い
※事前計画書の提出から3年後の年度末までに事業は完了すること		
④財産管理人制度等の活用		※申立事項確認書を市長に提出して受理された日から起算 して3年後の年度末までに、当該補助事業を完了すること
1	(自治会)	裁判所への申立て、予納金の納付 市へ申立確認書を提出 ↓ (提出書類の確認等)
2	(市)	申立て内容の確認、 予納金納付の確認等 ↓
3	(自治会)	財産管理人等による措置の実施 予納金の精算額の確認 ↓
4	(自治会)	補助金交付申請書と添付書類一式を提出 ↓ (提出書類の確認等)
5	(市)	補助金の交付決定及び額の確定通知、 補助金の支払い
※事前計画書の提出から3年後の年度末までに事業は完了すること		